

平成29年(ヨ)第651号 高浜原発3, 4号機運転差止め仮処分命令申立事件

債権者 水戸 喜世子

債務者 関西電力株式会社

## 準備書面(7)

平成29年 月 日

大阪地方裁判所 第1民事部 御中

債権者代理人 弁護士 井戸 謙一

弁護士 河合 弘之

外

### 第1 本件申立ての適法性について

#### 1 債務者の主張

債務者は、その主張書面(1)の第2で、本件申立ては不適法であるとして却下を求めている。その理由は、破壊措置命令の発令の有無やその失効の事実が明らかになることが期待できないから、本件仮処分は、「客観的に確認し得ず、疎明すらできない事実に仮処分命令の発令及び効力の消滅をからしめている」という点にある。

#### 2 本件仮処分命令の発令について

債権者は、「自衛隊法82条の3第1項または第3項による破壊措置命令が発令されていること」を本件仮処分命令発令の理由として位置付けている。これ

自体は客観的な事実であり、この事実の疎明責任は債権者にある。債権者が疎明できなければ、本件申立ては認められない。政府が、破壊措置命令の発令の有無を明確にすれば、上記発令の事実の疎明は容易であるが、明確にしないので、債権者は、疎甲第14号証の1～24等の証拠によって間接事実を積み上げて、上記発令の事実を疎明しようとしている。あとは、裁判所が上記発令の事実が疎明されていると判断するか否かの問題にすぎない。仮処分命令発令の要件事実の疎明において、直接証拠がなく、間接事実の積み上げで疎明することは日常的にあることであって、それ故に仮処分申立てが不適法になる等という議論は聞いたことがない。

### 3 本件仮処分命令の失効について

- (1) 本件仮処分命令が発令された後、債務者において、自衛隊法第82条の3第2項の解除命令が発令されるか、又は第3項の期間が満了して、破壊措置命令が失効したと判断した場合、次の二通りの展開が想定される。  
（2）債務者は、仮処分命令発令の理由が消滅したとして、事情変更により本件仮処分命令の取消しを求めることが考えられる（民事保全法第38条第1項）。  
本件仮処分命令申立ての趣旨に「自衛隊法82条の3第1項または第3項による破壊措置命令が失効するまで」と書かれているのは、申立ての趣旨において保全取消事由を明確に定めるという趣旨であると理解できる。  
債務者は、事情変更による保全取消し申立て事件において、取消事由の発生、すなわち、破壊措置命令の失効の事実を疎明することになる。政府が失効の有無を明らかにしなければ、間接事実の積み上げで疎明すればいいのであって、これも、何ら特殊なことではない。
- (3) 発令された仮処分命令の主文に、申立ての趣旨と同様に、「自衛隊法82条の3第1項または第3項による破壊措置命令が失効するまで」と書かれた場合、破壊措置命令が失効したと判断した債務者が、仮処分命令の効力が消

滅したとして、保全取消しの手続を経ることなく、本件原発を再稼働させるという事態も想定される。その場合、債権者において、破壊措置命令は失効しておらず、仮処分命令の効力が継続していると判断すれば、仮処分命令の執行として間接強制を申し立てことになる（民事保全法第52条第1項、民事執行法第172条）。間接強制の申立てに対する審理においては、相手方の審尋が必要的に行われる（民事執行法第172条第3項）から、この審尋手続において、債務者は、破壊措置命令が失効したことを探明することによって、間接強制決定の発令を阻止することができる。

4 以上の次第であって、民事訴訟においても、民事仮処分においても、要証事実を直接証拠によって立証できず、間接事実の積み上げによる推認という手法を取らざるを得ないことは、日常的に存在する。だからといって、民事訴訟提起や仮処分申立てが不適法になるという議論は聞いたことがない。債務者の主張は、独自の主張であると言わなければならない。

以上